

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 23 日

公益社団法人日本オストミー協会

代表理事会長 木下 静男 殿

公益社団法人日本オストミー協会

監事 猪口 義武  印

監事 本間 昌明  印

監事は、平令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告に関して検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。特に支部決算書類に関しては、前年度決算内容と比較検討し、その妥当性の検証を行うとともに、残高証明書の確認を行った。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上